

OTC薬とは

はじめに

OTC薬は一般用医薬品ともいわれています。医療用医薬品は基本的に医師の処方せんが必要ですが、OTC薬は処方せんなしで消費者が自由に購入することができます。その分、薬剤師や登録販売者が正しい情報提供を行って販売することが望まれます。

第1類、第2類、第3類医薬品

2009年6月の薬事法改正によりOTC薬の販売方法が大幅に変更されました。第1類、第2類、第3類医薬品の定義は**表1**のようになります。第1類医薬品に関しては薬剤師の情報提供が義務化されましたが、第2類、第3類医薬品についても薬剤師が情報を提供するように心がけたいものです（**表2**）。

●表1 一般用医薬品のリスク分類

第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
①その副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害を生じるおそれがある医薬品であって、その使用に関し、特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの ②新一般用医薬品として承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの 【例】 H ₂ ブロッカー含有医薬品、抗ウイルス薬（外用薬）など	その副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害を生じるおそれがある医薬品であって、厚生労働大臣が指定するもの （第1類医薬品を除く） 【例】 総合感冒薬（アスピリン、コデインなどを含まない） <指定第2類医薬品> 第2類医薬品のうち特に注意を要する医薬品として厚生労働大臣が指定するもの 【例】 総合感冒薬（アスピリン、コデインなどを含む）	日常生活に支障をきたす程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれがあるもの（第1類および第2類以外の一般用医薬品） 【例】 ビタミン含有保健薬、整腸薬、うがい薬など

●表2 リスクの程度に応じた情報提供と専門家

リスク区分	対応する専門家	質問がなくても行う積極的な情報提供	相談があった場合の応答
第1類医薬品	薬剤師	文書での情報提供を義務づけ	義務
第2類医薬品	薬剤師または登録販売者	努力義務	
第3類医薬品		不要（薬事法上の定めなし）	

スイッチOTCとダイレクトOTC

スイッチOTCとは、医療用医薬品の有効成分のなかで比較的副作用が少なく安全性も高いということで、一般用医薬品に配合が許可され、医師の処方せんなしに薬局で購入できるようにスイッチ（転用）された医薬品をいいます（表3）。もともと医療用医薬品であるため、薬の効き目はほかの一般用医薬品に比べ比較的強いので、薬剤師による販売時の服薬指導が重要となります。例としてはファモチジン（「ガスター10」）などがあります。

ダイレクトOTCとは、医療用医薬品にも使用されていなかった新しい有効成分を含有する一般用医薬品のことで、医療用医薬品の承認を得ず直接一般用医薬品として承認された医薬品をさします。例としては発毛薬のミノキシジル（「リアップ」）があります。

●表3 主なスイッチOTC

スイッチした年	一般名	OTC薬の商品名(例)	医療用医薬品の商品名(例)	効能分類
1997	シメチジン	アルサメック錠	タガメット錠	H ₂ ブロッカー
	ファモチジン	ガスター10	ガスター錠	H ₂ ブロッカー
	クロモグリク酸ナトリウム	エージーノーズ	インタール点鼻液	アレルギー用薬
1998	ソファルコン	アバロンS錠	ソロン錠	胃腸薬
2001	ニコチン	ニコレット	ニコレット	禁煙補助薬
2002	ブテナフィン塩酸塩	スコルバEX	メンタックス	水虫薬
2005	ケトチフェンフマル酸塩	ザジテンAL鼻炎スプレー	ザジテン点鼻液	アレルギー用薬
2006	ラノコナゾール	ウインダム	アスタット	水虫薬
2007	アンプロキシソール塩酸塩	パブロンエースAX錠	ムコソルバン錠	去痰薬

医薬品と医薬部外品

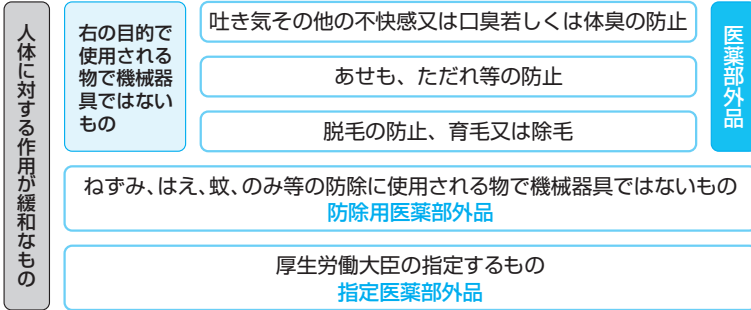
医薬品は薬局医薬品と一般用医薬品に分類されます。さらに薬局医薬品は医療用医薬品と薬局製造販売医薬品に分類されます（図1）。

これに対して医薬部外品は図2のようにまとめることができます。

● 図1 薬局医薬品と一般用医薬品

薬局医薬品		一般用医薬品（OTC薬）		
医療用医薬品		第1類	指定第2類	第3類
調剤	販売・授与		第2類	
薬局製造 販売医薬品				

● 図2 医薬部外品（薬事法第2条の2）



(上村 直樹)

対面販売

対面販売の意義と必要性

OTC薬というよび方は、薬局のカウンター越し（Over The Counter）に販売する薬ということからきていますが、「オーバー・ザ・カウンター」の意味するところは、「専門家が関与した上で医薬品の選択・購入がなされるよう、販売側のみが医薬品を手にとるような方法で陳列を行うこと」であると、日本薬剤師会が作成した「一般用医薬品販売の手引き」には記載されています。

医薬品を安全に使用するためには、専門家による適切な情報提供と相談応需が必要です。対面販売によって、販売時に薬のプロフェッショナルである「薬剤師」が情報を提供し、顧客からの相談にのることが可能になります。場合によっては、OTC薬を販売しないで、適切な医療機関へ受診勧奨することもあります。これからは、地域にどのような医療機関・診療科があり、どのような医師がいるのかを把握して、適切な受診勧奨を行うことも薬剤師の能力の1つになるでしょう。また、医薬品の間違った使い方や乱用が問題となっているなか、対面販売によって、不適切な使い方を防止する役割を果たすことも重要です。

OTC薬のリスク分類と情報提供

OTC薬は、副作用などのリスクの程度に応じて、第1～3類の3つのグループに区分されています（そのうち第2類医薬品のなかには、指定第2類医薬品という分類もあります）。そして、その区分ごとに陳列方法が定められており、リスクの程度に応じた情報提供のあり方も決められています。このうち最もリスクの高い第1類医薬品については、「顧客が商品を自由に手にとれないような陳列をして、薬剤師が対面販売しながら書面を用いて説明しなければならない」とされています。その際に使用する書面に記載すべき事項は表1のとおりです。

また、薬剤師ではない医薬品販売者として「登録販売者」がいます。登録販売者は、第1類医薬品以外の医薬品に対して、顧客からの相談に応需したり、情報を提供することができます。

●表1 薬剤師による情報提供の内容（第1類医薬品では必須）

- 医薬品の名称
- 医薬品の有効成分の名称およびその分量
- 医薬品の用法および用量
- 医薬品の効能または効果
- 医薬品に係る使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
- その他医薬品を販売等する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事項

顧客とのコミュニケーション

1. あいさつ、身だしなみ

明るいあいさつ、自然な笑顔、顧客から専門家として信頼されるような身だしなみは基本中の基本です。清潔な白衣を着て、名札を付けて薬剤師・登録販売者という医薬品を取り扱うプロフェッショナルであることをきちんと示しましょう。顧客は、信頼関係があって初めて相談したいと思うわけで、信頼できないような人に相談することは、まずありません。

2. 話しやすい雰囲気をつくる（店づくり）

清潔感のある店舗、顧客から見てわかりやすい商品陳列を心がけ、商品の特徴を簡潔にまとめたわかりやすいPOP（point of purchase）広告を掲示しておくようにしましょう。特に第1類医薬品は、顧客が直接手にとることができないため、POP広告でお知らせするか、見やすい位置に商品の空箱を並べておくこととなります。購入を希望する場合や相談をしたい場合には、薬剤師に声をかけるようにということも掲示しておきましょう。

3. コミュニケーション

コミュニケーションのポイントは、何といたっても相手の言っていることをよく聞くことです。まずは顧客の訴えをよく聞いて、ニーズに合ったアドバイスをしましょう。ここで、商品説明時に使える簡単なテクニックとして、マイナプラス法を紹介します。

〈マイナプラス法〉

商品の特徴を説明するときには、最初に欠点（マイナス面）を伝えてからその

あとに長所（プラス面）を伝えるほうがよいといわれています。これは、あとから聞いた話のほうがより印象に残るためです。副作用などのデメリット情報を説明すると過度に心配してしまうような人に効果的です。

4. 顧客情報管理（薬剤服用歴・お薬手帳）

医師から処方された医療用医薬品だけでなく、OTC薬の購入についてもきちんと薬歴などで管理をしましょう。同効成分の重複や飲み合わせなどを確認するのは薬の専門家として当然です。顧客の服用しているすべての医薬品・健康食品などの情報を把握し、販売後の結果にも責任をもつという意識が大切です。

また、顧客が自己管理できるように使用したOTC薬の情報を「お薬手帳」にも記入してあげましょう。

販売手順

1. 指名買い（商品を指定）の場合

指名買いとは、顧客が特定の商品の名前を指定して購入を希望してくることをいいます。最近ではTVコマーシャルや新聞、雑誌広告などをみて、このような指名買いをしてくる人が多くなっています。しかし、宣伝効果によって期待しすぎ、思ったような効果が出ないこともあるため、過量服用につながる危険性もあります。また、場合によっては症状に見合っていない商品を指名することも考えられます。そのような顧客に対しては、商品を指名されたからといって安易に販売してはいけません。顧客からきちんと情報を収集したうえで、薬を扱うプロとしての適切な評価をしてから販売しましょう。

2. 症状から商品を選ぶ場合

顧客から相談を受ける場合には、本人以外が相談に来ることも考えられるため、まず、使用者は誰なのかを確認しましょう。また、本人であってもどのような状態なのかをよく理解していないこともあるため、そのような場合にはわかりやすい表現で具体例を示して相談にのるようにしましょう。

次のページに標準的な販売手順と確認事項を「販売時チェックシート」としてお示しいたします（必要であれば拡大コピーなどをして読者の店舗内でご利用ください）。

（鹿村 恵明）

OTC薬の正しい飲み方

はじめに

OTC薬といっても、医薬品であるため、薬ごとに決められた服用方法を守らなければなりません。

服用方法については、OTC薬に同封された説明書を見て確認することが大切です。薬剤師としてそのOTC薬に合った服用方法を伝えることは必須であり、飲み忘れた場合の対処についてもきちんと説明しておく必要があります。

服用時点

薬剤師は理解していても、一般的には理解されにくい服用方法があります。そのため、店頭では、顧客が理解しやすい表現で説明することが大切です。

一般的に使用されている服用方法を表1にまとめました。

医薬品によっては、回数だけの指示で、具体的な服用間隔が示されていないものもあります。そのような場合には、薬剤師が生活リズムなどを確認しながら服用時点を指示することも必要です。

●表1 服用時点一覧

服用時点	説明
食前	食事前の30分以内に服用
食後	食事後の30分以内に服用
食間	食事と食事の間、食事の2~3時間後に服用
就寝前	寝る前の30分以内に服用
とんぶく	症状があるときに指示された量を服用

薬を飲むときの注意

OTC薬を服用する際には、水または白湯で服用するよう勤めてください。ジュース類や牛乳、お茶などで服用した際には、薬の吸収が悪くなることなどがあります(表2)。

また、液剤(シロップ剤)の場合には、服用しやすいように計量カップが添付されています。小児の場合には、少量を量り取る必要があり、その際、計量カッ

ブを傾けた状態で計量することがないよう、きちんと使用方法を説明するようにします。

●表2 薬を服用するのに適していない飲料

種類	理由
お茶	薬の成分と反応し、効果を弱くすることがある
牛乳	薬によっては、吸収を妨げることがある
コーヒー類	カフェインを含んだ薬の場合は、カフェインの過剰摂取となることがある
アルコール類	薬の作用が強く出てしまうことがある
ジュース類	果汁の酸性が薬の作用に影響することがある。グレープフルーツジュースの場合、ある薬の作用に影響することも知られている

服用を忘れてしまった場合

万が一、服用を忘れてしまった場合には、次のように対応するよう指導します。決して2倍量を服用しないよう注意しなければなりません。

- ①飲み忘れにすぐ気がついた場合：気がついた時点で1回量を服用しましょう。
- ②次の服用まで近い場合：飲み忘れた分は抜かして、次の服用時点で1回量を服用しましょう。

その他

過量に服用してしまった場合には、医師または薬剤師に連絡し、対処法について指示を受けるよう説明しておきます。

また、日ごろから過量服用に関する情報を収集しておくことも大切です。

情報収集にあたっては、各メーカーのwebサイトにアクセスすることによっても有益な情報を入手することができるため、日ごろから意識的に取り組むようにしましょう。

(伊集院 一成)

剤形

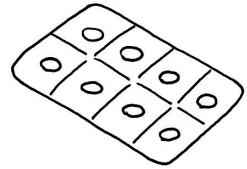
はじめに

医薬品には飲み薬、塗り薬、貼り薬などいろいろな薬の形があります。これを「さいけい剤形」といいます。1つの薬に対して、剤形は1つだけとは限りません。それぞれの薬は、目的の作用部位で最も効果が発揮できるように工夫されています。たとえば、内服薬の場合には顧客の服用可能な剤形を確認しアドバイスをするのも重要なポイントになるので、剤形ごとの特徴を理解しておきましょう。

内服薬

1. 錠剤

錠剤は薬を固形状に加工したものです。一般的にはコーティングをしていない「裸錠」や甘い味の材料でコーティングした「糖衣錠」などがあります。また、薬の働きなどから、何層かに薬を重ねた錠剤もあります。普通は水などで飲みますが、子どもが飲みやすいように甘い味をつけて口の中で溶かす「チュアブル錠」や、工作中などで水がなくても服用できるように工夫した「口腔内崩壊錠」などもあります。



2. カプセル剤

ゼラチンのカプセルに薬を入れたものです。顆粒の薬を詰めた「カプセル剤」と液状の薬を詰めた「軟（ソフト）カプセル」があります。カプセル剤は、目的の場所で溶けて効果が出るようにつくられています。そのため、カプセル剤はかまずに、中の薬を取り出したりしないでそのまま飲むことを伝えましょう。



3. 散剤・細粒

薬を粉末状に加工したものです。普通は水などで服用しますが、苦味を感じるようであれば、オブラートなどに包んで服用すると苦みを感じなく飲むことができます。

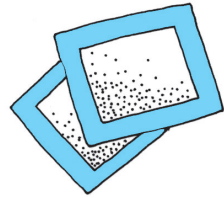


一般的に、胃腸薬にはこの剤形が多く採用されて

います。それは、薬のもつ香りや苦みが胃腸の働きをよくするためで、このような薬はオブラートなどを使わずにそのまま水などで飲むように勧めましょう。

4. 顆粒剤

散剤を粒状に加工した薬です。顆粒剤は、口の中に付着したり、むせたりしないように散剤をより飲みやすくした薬です。そのなかには、徐々に溶けるように表面を加工しているものもあるので、かまずに水などで飲むことを伝えましょう。



5. 丸剤

薬を飲みやすいように小さな球形にしたものです。一般的に、においや苦みが強い薬のため、かみ砕かずに水などで飲みます。



6. 液剤・シロップ剤

液体状に加工した薬です。一般的には1瓶を何回かに分けて、定められた1回量を量って飲みます。使用後はビンの口元についた薬をきれいに拭き取ってからキャップを閉めます。また、甘い味やおいものものが多く、子どもが間違っただけに飲まないように保管には十分に注意する必要があります。最近、誤飲を防ぐために子どもがキャップを開けにくいように工夫されたものもあります。



7. ドリンク剤

滋養強壮やビタミンなどの栄養補給、乗り物酔いや眠気の防止などを目的とした内服の液剤です。1本に約30～100mLの薬が入っています。基本的には1回に1本を決められた回数服用します。味は基本的に甘いものになっています。最近ではカロリーを抑えたドリンク剤もあり、カロリーを気にしている人にはこちらを勧めましょう。



外用薬

1. 軟膏剤・クリーム剤

かゆみ止めや炎症・痛み止めなどの目的で使われる薬です。軟膏剤とクリーム剤は、その基剤の種類により分類されます。軟膏剤は一般的に油性で水をはじきます。傷の保護作用があり、刺激が少ないのが特徴です。一方、クリーム剤は水性で、軟膏剤と比べてよくのび、広い範囲に使用できるため、べとつき感がありません。

薬を汚さないようにするために、手をきれいに洗ってから塗ります。また、ガーゼなどにつけて貼ったりしても使用できます。使用後は、取り出した薬を容器に戻すことなく、ふたをきちんと閉めて保管しておきます。



2. 液剤・ローション剤

この薬にも軟膏剤やクリーム剤と同じように水性と油性があります。しかし、液状のためにより広い範囲に塗布することができ、特に頭皮など、軟膏剤やクリーム剤の塗りにくい場所にも使いやすい特徴があります。



3. 点眼剤

疲れ目やかすみ目、目のかゆみ・充血によく使われる薬です。キャップをはずしてから、口を下に向けて目の真上にもっていき容器を軽く押して点眼します。点眼剤の容器はスポイトと同じため、先端がまぶたやまつ毛にふれると雑菌などを吸い込み、薬が汚れることがあるため、使用時にはなるべく離して使用することを伝えましょう。



4. 噴霧剤（点鼻薬）

鼻水が出たり、鼻がつまったりしたときに使われるスプレーの薬です。特に、花粉症によく使われます。キャップをはずして、両方の鼻の孔にスプレーをします。スプレーをしたあとには、上を向いて薬が鼻から



流れないようにすることを伝えましょう。また、点鼻薬は使い過ぎると鼻の症状を悪化させるものがあるため、使用回数を守って使うことも説明しましょう。

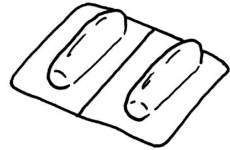
5. 貼付剤

痛み止めなどの目的で使われる薬です。急な痛みなどに使う冷感タイプのもの、腰の痛みなどの慢性の痛みを使う温感タイプのもの、最近では、消炎鎮痛薬の入ったタイプがあります。また、虫さされなどのかゆみ止めに使われるものもあります。汗や汚れなどがついているとはがれやすくなるので、貼る場所をきれいに拭いてからしわが寄らないように貼ることを伝えましょう。



6. 坐剤

お尻の肛門から入れて使う薬です。痔の薬や子ども用の熱さましの薬などがあります。アルミ箔やプラスチックフィルムに包まれているので、必ずその包装から取り出して使うことを伝えましょう。坐剤を入れにくい場合は、ワセリンなどを少し肛門に塗って滑りをよくすると入れやすくなります。



その他

1. 検査薬

尿糖や妊娠などの有無を調べるための検査薬です。試験紙タイプのもは尿糖など、スティックタイプのもは妊娠などを調べるのに使われます。判定が陽性的場合には、自分で判断せず、できるだけ早めに専門医の診断を受けるよう勧めましょう。



2. 咀嚼剤

代表的な咀嚼剤には禁煙用のニコチンガムがあります。薬をガム製剤化したもので、ガムと同じように口の中をかむことで、薬の成分が放出されるようにつくられています。



(出石啓治)

OTC薬販売時の注意

はじめに

生活者が健康に不安を感じているとき、かかりつけの薬剤師が身近な相談相手となります。ここで薬剤師は、①生活の注意点のアドバイスをするにとどめるのか、②適したOTC薬を販売すべきなのか、③受診勧奨をするべきなのかを選択します。

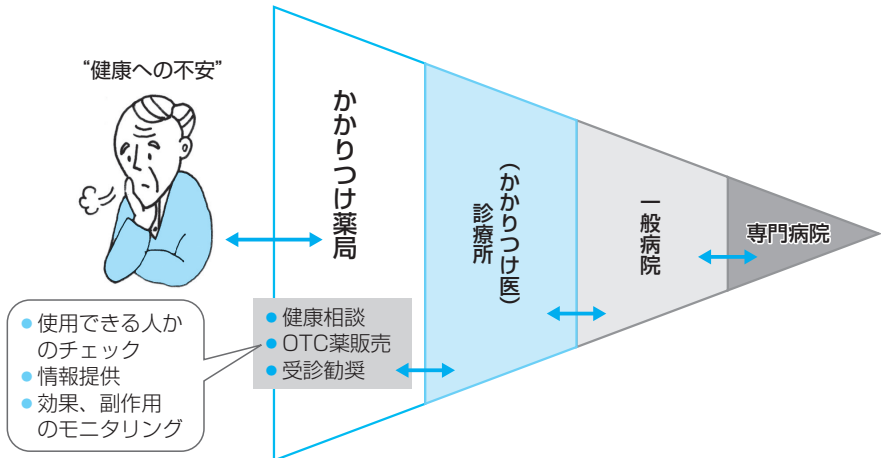
OTC薬の販売時には、①相談者のニーズに合致しているか、②適した製剤（成分、剤形）はどれか、③使用可能か（禁忌のチェック）、④危険度に応じた情報提供ができたか（使用方法、保管方法、副作用などの注意点）に留意します。

また、OTC薬の販売後には、①薬歴簿への記載、②効果はあったのか、副作用はなかったのかについてのモニタリングを行います。

医療機関への受診勧奨

OTC薬では対処できない場合、受診の緊急性がある場合、数日使用しても良好な経過をたどらない場合には、かかりつけ医への受診を勧めます。受診する際は、使用した医薬品を正しく伝えることができるように箱ごと医療機関に持参してもらう、薬局からのメモ（紹介状）を手渡すなどのアドバイスをします。

● 図1 薬局によるセルフメディケーション支援と医療連携



また、薬局は調剤を介しても地域連携に関与しており、その際「お薬手帳」が情報共有に大きな役割を果たしています。そのため、OTC薬販売時は、お薬手帳を確認し、OTC薬販売の情報をお薬手帳に記入する必要があります。

一方、診療所は一般病院と連携し、一般病院は専門病院と連携して生活者の健康を支援します（図1）。

このように、OTC薬販売や健康相談は、地域ぐるみの医療連携の一翼を担っています。

医療用医薬品との併用

相互作用については、基本的に医療用医薬品の相互作用と同じと考えてください。医療機関による治療が優先されることは当然のことです。

たとえばマグネシウム、アルミニウムを含む制酸薬を販売する際は、ニューキノロン系抗菌薬、テトラサイクリン系抗菌薬との併用での錯体形成による吸収阻害に注意します。アスピリンを含むものは、血小板凝集抑制作用があるので、医療用の抗血小板薬との併用に注意します。解熱鎮痛薬は、血糖低下薬の作用を増強させるので注意が必要です。シメチジンは薬物代謝酵素を阻害して多くの薬物の血中濃度を上昇させる可能性があります。

また、類似薬の重複にも注意が必要です。総合感冒薬を購入する人が腰痛などで解熱鎮痛薬を服用している、カルシウム剤を購入する人が骨粗鬆症の薬を服用中などが考えられます。

副作用

OTC薬で発見する可能性のある重大な副作用の初期症状と、原因となる医薬品の例を表1にまとめました。

●表1 重大な副作用の自覚症状と医薬品の例

重大な副作用	自覚できる初期症状	原因となる医薬品（例）
ショック（アナフィラキシー）	服用後（使用後）すぐにじん麻疹、むくみ、胸苦しさなどとともに、顔色が青白くなる、手足が冷たくなる、冷や汗・息苦しさなどがあらわれる	アセトアミノフェン、リゾチーム塩酸塩、ヨウ素製剤、ニコチン製剤
スティーブンス・ジョンソン症候群	高熱を伴って、発疹・発赤、火傷様の水ぶくれなどの激しい症状が、全身の皮膚、口や目の粘膜にあらわれる	総合感冒薬、解熱鎮痛薬、H ₂ ブロッカー
肝機能障害	全身のだるさ、黄疸（皮膚や白目が黄色くなる）などがあらわれる	アセトアミノフェン、小柴胡湯、葛根湯、H ₂ ブロッカー
偽アルドステロン症	尿量が減少する、手足がむくむ、まぶたが重くなる、手がこわばる、血圧が高くなる、頭痛などがあらわれる	グリチルリチン酸
喘息（アスピリン喘息）	薬を使用してから数分～1時間以内に、まず鼻水・鼻づまりで始まり、咳やゼーゼーする症状が出始め喘息発作となり、呼吸困難となる	総合感冒薬、解熱鎮痛薬
間質性肺炎	かぜ症状（咳、倦怠感、発熱など）を自覚するようになり、空咳（乾性咳嗽）、労作時の息切れ（呼吸困難）、発熱などの症状が強くなってくる。特に、痰を伴わない乾性咳嗽が特徴	総合感冒薬、小柴胡湯
血液障害	のどの痛み、発熱、全身のだるさ、顔やまぶたの裏が白っぽくなる、出血しやすくなる（歯茎の出血、鼻血など）、青あざができる（押しても色が消えない）などがあらわれる	H ₂ ブロッカー
接触皮膚炎、光線過敏症	塗擦部に強いかゆみを伴う発疹・発赤、腫れ、刺激感、水疱・ただれなどの激しい皮膚炎症状や色素沈着、白斑があらわれる。なかには発疹・発赤、かゆみなどの症状が全身に広がることもある	ジクロフェナクナトリウム、ケトプロフェン（外用）

販売時の禁忌のチェック

OTC薬販売には「情報提供」が必要といわれますが、ただ文書を見せるだけではなく、販売者が顧客に聞いて必ずチェックすべきことがあります。これがOTC薬の添付文書の「してはいけないこと」の項目で、医療用医薬品の「禁忌」に相当します（表2）。

●表2 OTC薬の禁忌

してはいけないこと(禁忌)	OTC薬の成分の例
卵白アレルギーの人は服用・使用しない	リゾチーム塩酸塩を含有するもの(内服薬、外用薬)
前立腺肥大による排尿困難*の症状がある人は服用しない	ブソイドエフェドリン塩酸塩を含有する内服薬
解熱鎮痛薬を服用して、喘息を起こしたことがある人は服用しない	アスピリン、アスピリンアルミニウム、エテンザミド、サザピリン、サリチルアミド、イブプロフェン、アセトアミノフェン、イソプロピルアンチピリンなどを含有する内服薬
喘息を起こしたことがある人は使用しない	インドメタシン、ケトプロフェン、ピロキシカム、フェルビナクを含有する外用薬
乗物または機械類の運転操作をしない	抗ヒスタミン薬、スコポラミン、プロムワレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル尿素などを含有する内服薬
服用時は飲酒しない	総合感冒薬、解熱鎮痛薬、ビスマス製剤、プロムワレリル尿素を含有する内服薬。たとえばアセトアミノフェンは、毒性の強い活性型代謝産物産生が増加し、肝障害の危険性が高まる。プロムワレリル尿素は中枢神経抑制作用が増強する
授乳中の人は服用しない	ニコチン、エメダスチンフマル酸塩、ジフェンヒドラミンサリチル酸塩、ジフェンヒドラミンタンニン酸塩、ロートエキス、アミノフィリン、テオフィリン、ジメンヒドリナート、センノシド、センナ、ダイオウなどを含有する内服薬、ジフェンヒドラミン塩酸塩を含有する内服薬・坐薬
長期連用しない	グリチルリチン酸40mg/日以上、またはカンゾウとして1g/日以上配合されている内服薬は、偽アルドステロン症を起こす可能性がある。副腎皮質ステロイドをコルチゾン換算で1gまたは1mL中に0.025mg以上含有する内服薬・坐薬は含量に限らずすべて連用を避ける。アルミニウム塩を含有する胃腸薬は連用を避ける
15歳未満の小児は服用しない	アスピリン、アスピリンアルミニウム、サザピリンを含有する内服薬。サリチル酸系製剤はライ症候群があらわれる危険性があるため避ける

* スコポラミン、ロートエキスを含む内服薬のOTC薬の添付文書では、排尿困難な人については「医師、薬剤師に相談すること」の項目に含まれている。しかし、医療用添付文書には前立腺肥大による排尿困難は禁忌となっており、実際の禁忌項目とみなせる

保存方法

- ①直射日光の当たらない湿気の少ない涼しい所に保管する。
- ②小児の手の届かない所に保管する。
- ③ほかの容器に入れ替えない(誤用の原因になったり品質が変わる)。
- ④使用期限を過ぎた製品は使用しない。また、開封後は使用期限内であってもなるべく速やかに使用する。
- ⑤汚染を避けるため、ほかの人と共用しない(点眼薬など)。

(下平 秀夫)